

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)の申請をされる皆様へ

- ①1つの指定業種に属する事業のみを行っている。または、兼業者であって、行っている事業が全て指定業種に属している場合。
- ②兼業者であって、主たる事業が属する業種(主たる業種)が指定業種に該当する場合。
- ③兼業者であって、1以上の指定業種(主たる業種かどうかを問わない)に属する事業を行っている場合。

【必要書類】

- 認定申請書(イ)の該当する様式①②③のいずれか(コピー不可) ……2部
 - 認定申請書(イ)の様式①②③に該当する添付書類(売上高比較表) ……1部
 - 住所が確認できる資料 ……1部
 - ・許認可書、申告書などで確認ができる場合、別途不要
 - 指定業種と判断できる資料 ……1部
 - ・許認可業種は許認可書の写しが必要。
 - ・許認可書のない業種は登記簿謄本や申告書の写しなどで可。
 - 最近3か月と前年同期の売上のわかる資料 ……各1部(①②については、最近3か月を含む1年間の売上がわかる資料も必要)
 - ・試算表や売上台帳、総勘定元帳など。
 - ・兼業している場合は、主たる業種の売上と全事業の業種ごとの売上のわかる資料両方をご用意ください。
- * 該当する数値をマーカー等で明示してください。

【注意点】

- 申請者自署、印鑑証明書発行の印鑑を使用してください
- 小数点以下第3位切捨てで計算し、記入の際は小数点以下第2位まで記載してください。
- 指定業種記入欄については中小企業庁による指定業種リスト掲載(中小企業庁ホームページ:http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)の名称を記入してください。

【発行までの目安】

- 最短で、申請日を含め3日(諸事情により前後する可能性があります)

【問い合わせ先】

湖南省商工観光労政課

TEL : 0748-71-2331

FAX : 0748-72-4820